本要項は、「地方独立行政法人たつの市民病院機構給食業務委託」の委託業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 1. 当該業務の趣旨又は目的

たつの市民病院機構給食業務委託(以下「業務」という。)は、医療行為の重要な一環であることを認識し、たつの市民病院(以下「病院」という。)の入院患者等の病状に応じた適切な食事を供与し、その治癒又は病状回復の促進を図ること、また効率的な業務運営を目的とする。

#### 2. プロポーザルの業務名、概要、事業内容、履行期間

- (1)業務名 地方独立行政法人たつの市民病院機構給食業務委託
- (2) 概要 たつの市民病院の給食業務

住 所:兵庫県たつの市御津町中島 1666-1

施設名:たつの市民病院

(3) 事業内容 別添「地方独立行政法人たつの市民病院機構給食業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。) を参照

- (4) 履行期間 今和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)
- (5) 事業規模 病院 (108, 179 食/年)

## **3.担当部局** 〒671-1311

兵庫県たつの市御津町中島 1666-1

地方独立行政法人たつの市民病院機構 法人事務局(担当:高田)

TEL 079-322-1121 (代表)

FAX 079-322-3177

E-mail info@tatsuno-shiminbyoin.jp

#### 4. 参加資格要件

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- ① たつの市又は兵庫県から指名停止を現に受けている者でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が50床以上の病院(または、同等の施設)において、患者給食業務(献立作成、食数管理業務、食材

等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう)の受託実績を、継続して2年以上有する者であること。

- ⑥ 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合 の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者で あること。
- ⑦ 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。
- ⑧ HACCP のシステムを、厚生労働省のガイドラインに沿って構築できる者であること。

## 5.委託料見積りの条件

① 委託料に係る1食あたりの単価は、朝食・昼食・夕食毎に、給食材料費を含んだ額 (税抜)とし見積もること。なお、運営管理費(税抜)は別に見積もること。

## 6.参加申込手続き、募集期間及び申込方法

(1) 参加申込手続き たつの市民病院機構ホームページによる公告

(3) 申込方法 提出要項2.の「参加資格確認申請書」(別紙様式1)及び添付書

類を、持参により、3.担当部局に提出。

(4) 申込期限 令和4年8月3日(水) 午後5時15分必着

(5) 参加通知 4. の参加要件を満たす者に対して別途通知する。

#### 7. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類 質問書(様式4)

(3) 提出方法 電子メールにより、担当部局に提出。

(4) 回答方法 実施要項等の質問書に対する回答は、たつの市民病院機構

ホームページにおいて回答する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期限を過ぎた質

問は受け付けない。

(5) 回答日 令和4年8月10日(水)予定

## 8. 資料等の配布について

(1)配布資料

①たつの市民病院機構給食業務委託公募型プロポーザル実施要項

②たつの市民病院機構給食業務委託仕様書

- ·業務分担区分表(別添1)
- · 経費分担区分表(別添2)
- ·関係帳票類分担表(別添3)
- ・常食および療養食栄養基準表 (別表 1)
- ・年齢構成及び給与栄養目標量表(別表2、2-2)

- ・食品構成表 (別表3)
- ・調理機器配置図及び機器一覧(参考資料)
- 令和 2 年度、3 年度 給食数一覧(参考資料)
- ・たつの市民病院備蓄一覧(参考資料)
- ③たつの市民病院機構給食業務委託企画提案書提出要項
- ④たつの市民病院機構給食等業務概要
- ⑤様式集
- ・【様式1~様式2】参加資格確認申請書等
- ・【様式3、3-2】委託料見積書等
- ·【様式4】質問書
- ·【様式5】給食業務受託企画提案辞退届

# (2) 配布期間

令和4年7月22日(金)から令和4年8月3日(水)まで ※たつの市民病院機構ホームページよりダウンロード。

## 9. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとし、企画提案書の詳細については、「地方独立 行政法人たつの市民病院機構給食業務委託企画提案書提出要項」を参照するものとする。

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日及び休日は除く。)

(3) 提出資料 提出要項2. の No. 10~18

(4) 提出方法 企画提案書等を持参により、担当部局に提出することとする。 郵送、メール等での提出は認めない。

却及、ケーケサインに国は呼びない。

(5) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(6) 留意事項

- ・申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定 された申請者の申請書類については、当院が必要と認める 場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届(様式5)を提出すること。
- ・提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への 公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知と なっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報につ いては、その対象ではない。
- ・当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

#### 10. 失格事項

- ① 参加資格要件を満たしていないとき。
- ② 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- ③ 公告及び実施要領等に示された条件に適合しないとき。
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑥ 事務局等関係者に対し、直接的又は間接的に援助を求めたとき。
- ⑦ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

## 11. 企画提案書の審査

(1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査に

より行う。

(3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して

別途通知する。

(4)審査結果の通知 令和4年8月25日(木)予定

選考結果は参加事業者全員に文書で通知する。

(5) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

(6)審査順序 9.により提出された企画提案書の受付順とする。受付時に事

務局にて受理した日時を記載した受付印を押印し、引き換えと

して写しを1部渡す。

#### 12. 審查基準

企画提案書提出要項並びに下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

- (1) 各取組内容について
  - ① 病院給食業務に関する基本的事項について
    - ・治療食としての病院給食に関する基本的な考え方
    - ・病院給食業務の運営方針
  - ② 患者満足度の向上について
    - ・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方
    - ・患者からの食事のクレームに対する分析と対処
  - ③ 安全衛生管理等の実施について
    - ・安全、安心な食事の提供に向けた衛生管理、設備管理に関する取組み
    - ・インシデント防止対策と発生時の対応及び報告体制
  - ④ 業務運営体制について
    - ·受託準備体制、引継ぎ・移行計画
    - ・人員配置、組織管理、組織運営、従事者の処遇、欠員補充についての考え方
  - ⑤ 危機管理体制について
    - ・食中毒の予防や食品事故の防止についての取組みと発生時の対応
    - ・地震等の災害など不測の事態への対策

- ⑥ 従事者の育成について
  - ・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組み内容
- (7) その他委託業務に係る独自の提案事項等について
  - ・その他独自の提案内容
- ⑧ 委託料見積書について
  - ・業務の受託に要する経費見込み、委託料の積算単価
- ⑨ 組織体制について
  - ・会社の概要(設立年月日、資本金、財務状況等)、事業規模、同種の内容・規模における業務実績

# 13. プロポーザル全体のスケジュール (予定)

内容	期間・期限等
(1) 公告及び資料配布開始	令和4年7月22日(金)
(2) 参加資格確認申請書提出	令和4年7月22日(金)~令和4年8月3日(水)
(3) 質問受付期限	令和4年8月9日(火)
(4) 質問回答	令和4年8月10日(水)予定
(5) 企画提案書の提出	令和4年8月12日(金)~令和4年8月18日(木)
(6) プレゼンテーション審査の実施	令和4年8月22日(月)
(7) 審査結果通知	令和4年8月25日(木)

## 14. 審査員

6名程度を予定している。

#### 15. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

## 16. 契約の締結

- ① 選定された特定者は、たつの市民病院機構と仕様並びに契約内容等協議のうえ、たつの市民病院機構の決定を受けることにより、受託者となる。ただし、特定者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとする。
- ② 受託者は、たつの市民病院機構と予定価格の制限の範囲内で随意契約を締結し、受託 業務を実施する。なお、本業務に係る来年度予算が議決され、その予算執行が可能と なることにより効力を生じるものである。また、契約締結日から履行開始の前日まで における準備行為については、受託者の責任と負担により行う。
- ③ 契約及び契約書は、地方独立行政法人たつの市民病院機構契約規程の定めるところによるものとする。
- ④ 特定者との契約は①の協議が終了した後行うものとする。
- ⑤ 契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

#### 17. 情報公開

- (1) プロポーザル実施にあたり、参加者から提出された提案書等は、地方独立行政法人たつ の市民病院機構情報公開規程(第7条)の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、 情報公開の対応は本契約締結後とする。
- (2) 提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に規定に基づき、 開示することを前提とするので、提案書等の内容で企業秘密のため不開示を希望する部 分については、脚注等でその部分を特定したうえで明記すること。開示の可否について は、情報公開時に判断する。
- (3) 受託者以外の提案書等については不開示とする。
- (4) 開示する場合、提案書等は、その写しを作成し使用することができるものとする。

## 18. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、たつの市 民病院機構は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しな いために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が 困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、たつの市民病院機構と受託者は誠意をもって協議するものとする。

## 19. 問い合わせ先

たつの市民病院 法人事務局 (担当者:高田)

TEL: 079-322-1121 (代表)

FAX: 079-322-3177

E-mail: info@tatsuno-shiminbyoin.jp